

保育所等利用調整基準指数表

実施 基準 番号	類型	細目	状況	基準
				指数
1	労働	外勤 在宅勤務 居宅外自営 居宅内自営	週5日以上勤務し、週40時間以上の就労を常態	20
			週5日以上勤務し、週35時間以上の就労を常態	17
			週4日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態	14
			週4日以上勤務し、週25時間以上の就労を常態	12
			週3日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態	10
			週3日以上勤務し、週12時間以上の就労を常態	8
2	内職	内職	週4日以上、日中週30時間以上の就労を常態	10
			週3日以上、日中週12時間以上の就労を常態	8
3	不存在	不存在	死別・離婚・行方不明・拘禁・未婚	25
		別居	離婚を前提とした別居	20
4	出産 疾病 障がい	出産	出産前後の休養のため保育に当たることができない場合	15
		入院	1月以上の入院	25
		居宅内 療養	常時病臥・感染症	25
			精神性の疾病で精神障害者保健福祉手帳3級程度以上	25
			精神性の疾病で上記以外の程度	18
			上記以外の疾病で安静を要する状態	18
		障がい	上記以外の疾病で通院加療を要する状態	15
			身体障害者手帳2級（内部・聴覚3級）以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳所持、要介護1以上	25
身体障害者手帳3・4級、要支援	18			
		身体障害者手帳5級以下	10	
5	介護	居宅外 介護	週5日以上、日中週30時間以上の付添い・居宅外介護	21
			週4日以上、日中週20時間以上の付添い・居宅外介護	15
			週3日以上、日中週12時間以上の付添い・居宅外介護	10
		居宅内 介護	重度心身障害者等の全介護（特別な介護及び医療行為等を要する又は著しい問題行動等のため常時目が離せず、日中全く保育に当たれない場合）	21
			常時観察（知的障がい・精神性疾病・認知症等の見守りを含む。）と介護（食事・排せつ・入浴等）を必要とする場合	15
		上記以外の場合	8	
6	災害		火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たることができない場合（発生から6月以内とする。）	25
7	その他	就学等	日中、学校等への就学又は通所のために保育に当たることができない場合	※①
		求職	求職活動のため、日中外出を常態	5
			上記のほか、市長が明らかに保育を必要と認める場合	※②

備考

- 1 保護者の状況について提出された証明書等から確認し、本表より保育所等利用調整基準指数を求め。 (基準指数は、保護者それぞれ前ページのどれかひとつにしか当てはまりません。)
- 2 ※①は、外勤の基準指数を準用する。
- 3 ※②は、実施基準番号1から7までを準用する。
- 4 就労時間には、通勤時間は含まず、休憩時間は含む。
- 5 居宅外自営とは、自営であって、居宅と仕事場の住所が異なる場合をいう。
- 6 居宅内自営とは、居宅において事業に従事していることをいう。ただし、事務所が居宅であっても、就労場所が居宅外であれば居宅外自営とみなす。
- 7 内職とは、居宅内において賃仕事に従事していることをいう。賃仕事の認定は、就労形態及び収入の実績を考慮して行う。その収入が生計に占める割合が大きいときは自営と判断する。
- 8 勤務日数及び時間が変則的な場合は、1月の日数等から平均するなどして1週間当たりの日数等を求める。
- 9 離婚は、家庭裁判所において離婚調停中の場合を含む。
- 10 離婚を前提とした別居は、住民基本台帳法の規定上、児童の保護者がその配偶者と同居所となっている場合は、原則として含まない。
- 11 入院とは、1月以上入院している場合又は入院が決定している場合をいう。ただし、1月未満でも、他に児童を保育する手段のない場合を含む。
- 12 精神性の疾病とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療が適用される程度の症状の場合をいう。
- 13 常時病臥(が)とは、現に常時病床に伏しており、将来もおおむね1月以上その状態が継続することが明らかな場合をいう。
- 14 感染症とは、医師が隔離を必要と認めた疾患をいう。
- 15 安静を要するとは、医師等がおおむね1月以上の自宅療養を認めた場合をいう。
- 16 通院加療を要するとは、医師等がおおむね1月以上の通院加療及びそれによる日常生活又は社会活動上の制限が必要と認めた場合をいう。
- 17 要介護1以上及び要支援とは、介護保険法に基づく要介護等認定でそれぞれ認定されていることをいう。認定期間が過ぎているものは含まない。
- 18 居宅外介護とは、入院の付添い(完全看護の場合、医師の指示等により特別に必要な場合等)及び通院、施設等への通所の付添い又は同居家族以外の者の介護に1日4時間、週3日以上あたっている場合をいう。ただし、付添い又は介護に対し報酬を得ている場合を除く。
- 19 居宅内介護とは、自宅において同居する家族に対して、主たる介護者として日中ほぼ常時介護を行う場合をいう。ただし、介護に対し報酬を得ている場合を除く。
- 20 学校等とは、学校教育法に定める学校、国、東京都若しくは市町村が設置する職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設及び就労若しくは事業開始に必要な資格又は技能の習得のための専門学校とする。
- 21 前各項に定めるほか、保育の実施基準の解釈については、利用調整会議において審議する。

調整指数表

調整指数番号	条件	詳細	調整指数
1	父母がいない場合又はひとり親世帯で保育を行える同居親族等がない場合	生活保護世帯	20
2		市民税非課税世帯	18
3		上記以外の場合	15
4	ひとり親世帯で保育を行える同居親族等がいる場合		10
5	生活保護世帯（ひとり親世帯を除く。）		13
6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		2
7	同居親族等（20歳以上65歳未満）が無職で、補完的に保育を行える場合（ひとり親世帯を除く。）		-3
8	該当する実施基準番号に応じた理由により、保護者のいずれかが入所希望日時点において単身赴任又は別居している場合（離婚を前提とするもの、家庭内暴力等による別居は除く。）		2
9	市外からの転入（予定）者で、遠距離のため申込児が前住所地の認可保育所、認定こども園（幼稚園枠除く。）又は地域型保育事業施設に通所が困難になった場合		2
10	既に託児を開始している者（育児休業取得中、求職中及び復職予定を除き、託児時間等が週3日以上週12時間以上の場合に限る。）	申込児を認可外保育施設（家庭的保育事業を行う施設を含む。）、一時保育（幼稚園除く。）又はベビーシッター等（東京都等に届け出て運営している施設等に限る。）に有償で託児を開始している場合	3
11		申込児が幼稚園に在園している場合	1
12	調整指数番号9から11まで又は22のいずれかに該当し、廃園・認可移行等の施設の状態の変更により、施設への継続通所が不可能になる場合（退園する月の翌月以降の入所について適用する。）		1
13	申込児が中程度以下の障がいがあり、身体障害者手帳又は療育手帳を有している場合		3
14	申込児が入所希望日時点において未就学児の兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合		4
15	申込児が調整指数番号10に該当し、入所希望日時点において未就学児の兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合		1
16	入所の申込時に利用者負担額等の滞納がある場合		-5
17	保護者が疾病又は障がい（実施基準番号1、2、5、6又は7（求職を除く。）に適用する。）を有する場合	身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳所持者又は要介護認定（要支援を含む。）を受けている場合	4
18		東京都が指定する難病又は精神性の疾患である場合	4
19		身体障害者手帳5級以下所持者又は上記以外の通院加療中の疾患があり、保育に著しく負担がかかる場合	2
20	実施基準番号1、2、5又は7がそれぞれ重複しており、就労、介護、就学又は求職の時間が制限されている場合（実施基準番号1及び2は重複とみなさない。）		3
21	保育士資格を有しており、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設又は企業主導型保育事業にて、保育士として従事している場合（実施基準番号1に該当し、かつ、新規入所申請の場合に限る。）		2
22	申込児が調整指数番号10及び21に該当する場合		3
23	就労内定者（入所日の翌月1日までに就業を開始する場合に限る。）		-1
24	就学中の者（実施基準番号7に該当する場合に限る。）		-2
25	入所内定を辞退した者		-3

備考

- 調整指数は、事実を確認するために必要な書類が提出されない場合、適用しないことがある。
- 上記以外に児童福祉の観点から特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行う。
- 調整指数番号1から16まで、21、22及び25に該当する場合は、世帯の利用調整基準指数を増減させる。
- 調整指数番号17から20まで、23及び24までに該当する場合は、保護者の利用調整基準指数を増減させる。
- 調整指数番号1から5までに該当する場合は、いずれかの調整指数を適用する。
- 調整指数番号10から12までは、各入所申込受付期間の終了日までに該当した場合において、当該入所希望日の調整指数として適用する。
- 調整指数番号9又は11に該当する場合で14に該当するときは、14を適用する。
- 調整指数番号10に該当する場合は、14を適用しない。

- 9 調整指数番号 10 の一時保育は、入所申込日の一ヶ月以上前から利用している場合にのみ適用する。
- 10 調整指数番号 17 から 19 までに該当する場合は、それぞれにおいていずれかの調整指数を適用する。

以下、保護者が保育士として従事している場合の備考

- 11 調整指数番号 21 に該当する見込みであっても、入所日時点で加点要件を満たさなかった場合は、入所を取り消す。
- 12 調整指数番号 21 に該当し、かつ各入所申込受付期間の終了日までに就労内定の状態である場合は、23 を適用する。
- 13 調整指数番号 10 及び 21 に該当する場合は、22 を適用する。ただし 10、15 及び 21 に該当する場合は全ての指数を適用する。
- 14 調整指数番号 14 及び 21 に該当する場合は、全ての指数を適用する。

新年度入園の利用調整の順番

新年度入園においては、下記の（１）から（４）の順に利用調整を行います。

- （１）狛江子どもの家に入園している児童（管外受託児童を除く。）が３歳児クラスで終了するにあたって、転園を希望する場合
- （２）地域型保育事業を利用する児童（事業所内保育事業の従業員枠及び管外受託児童を除く。）が、保育の実施期間が終了するにあたって保育所等への転園を希望する場合
- （３）別の保育所等に兄弟姉妹が入所している児童が当該保育所への転園を希望する場合
- （４）上記（１）から（３）のいずれにも該当しない場合
- ※ 狛江市教育・保育給付の認定に関する規則第３条第８号に該当する家庭の児童については、上記の順番によらず優先的に利用調整を行う場合があります。

同一指数世帯の優先順位

優先段階	条 件
第 1 段階	実施基準番号間の優先順位（3→4→1→5→2→6→7）
第 2 段階	申込児の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が既に希望保育園に入園している世帯
第 3 段階	申込児を認可外保育所その他に有償で託児している期間が長い世帯（認可保育園からの転園を除く。）※期間の開始日は受託開始日と復職日を比べ、新しい日付を採用する
第 4 段階	低所得世帯（市区町村民税額が低い世帯）

注意事項

- （１）必要な書類が提出されない場合は、指数の決定及び選考に際して不利になることがあります。
- （２）各種証明書等の内容に記載漏れ及び疑問な点がある場合は、児童育成課幼児教育・保育係から勤務先等に直接確認をとらせていただくことがあります。